

内部管理責任者に対する処分に関する考え方

1. 内部管理責任者処分の目的

本協会が内部管理責任者処分を行う目的としては、内部管理責任者に対して本協会の処分事由に相当する法令等違反行為（以下「違反行為」という。）について処分をすることにより、内部管理責任者としての責務を認識し、さらに外務員を含めた従業員等の違反行為及び本協会の自主規制ルールに違反する行為等の発生を未然に抑止することにつながると考えられ、取引等の公正を確保し、投資者保護の徹底を図り、金融先物取引市場に対する信頼性の維持、向上を資することを目的としている。

この点を踏まえて、内部管理責任者処分に対する一層の実効性の確保と円滑な事務の運営のため、内部管理責任者処分について透明性が高まり、法令等遵守意識の向上が期待される。

上記の考え方に基づき、違反行為の発生に起因する処分の検討に当たって考慮すべきと考えられる要素について下記2のとおり取りまとめることとする。

なお、下記2に掲げた項目は処分の検討に当たって考慮すべきと考えられる要素の例示であって、それ以外の項目についても考慮する必要があることに留意が必要である。

2. 違反行為が発生したことに伴い処分を行う際の検討要素

(1) 違反行為の悪質性

内部管理責任者の違反行為に対して、本協会において違反行為の軽重を考慮する。

(2) 違反行為の重大性・悪質性

① 公益侵害の程度

違反行為による影響度合いについて判定する。例えば、下記の内容が考えられる。

- ・ 市場に対する影響及び市場の信頼の失墜の程度
- ・ 市場における公正な価格形成に及ぼす影響や取引の公正性に対する投資者の信頼の失墜の程度を考慮する。

なお、相場操縦行為等市場に対する影響が重大で金融商品取引業の信頼を著しく失墜させる違反行為であると認められる場合には、より厳格に対処する。

- ・ 投資者に対する影響

顧客の資産等の保護に重大な懸念が生じている等投資者に対する影響が重大であると認められる場合には、より厳格に対処する。

② 利用者被害の程度

利用者である顧客に対する影響者数、影響のあった金額等を考慮する。また、投資者に対して与えた損失の性質・程度・範囲、違反行為に対する投資者からの苦情の状況も考慮する。なお、対象顧客数、影響金額が多数、多額である場合には、より厳格に対処する。

③ 違反行為が行われた期間、反復性

違反行為の期間や頻度（件数）を考慮する。なお、違反行為が長期間、複数にわたる場合には、より厳格に対処する。

また、違反行為を繰り返し行った場合や過去の検査、自主規制機関検査において同様の指摘があった場合については、前回処分時の状況や前回処分後の是正措置の状況を考慮し、適切な改善が講じられていないと認められる場合には、より厳格に対処する。

④ 故意性の有無等

違反行為により利得を得る目的があると認められる場合等当該違反行為が故意に行われた違反行為なのか又は不注意若しくは怠慢な事務処理等といった過失により発生した違反行為なのかを考慮する。なお、故意・過失の程度が重大と認められる場合には、より厳格に対処する。

⑤ 内部管理責任者の責務

内部管理責任者の責務として、自ら法令諸規則を遵守するとともに、外務員を含めた従業員等が法令諸規則を遵守し適正に業務を行っているかについて常時監査する等適切な内部管理を行うことが求められており、違反行為について隠蔽、放置したことや、当該違反行為が内部管理責任者の指示により行われていたことなど、その責務を果たしていないことが認められた場合には、より厳格に対処する。

⑥ 発見の経緯等

違反行為が行政検査又は協会監査により発覚したのか、自主点検等により発覚したのかを考慮し、行政検査又は自主規制機関検査により発覚した場合は厳格に対処し、自主点検等により発覚した場合には軽減する。

また、発覚後の是正措置の状況として、違反行為発覚後の被害者への原状回復状況や再発防止のための改善状況等を考慮する。なお、早急かつ適切な是正措置が講じられていると認められる場合には、軽減要素として取扱う。他方、違反行為発覚後、相当な期間が経っているにもかかわらず、是正措置が不十分と認められる場合には、加重要素として取扱う。

(3) 反社会的勢力の関与の有無

違反行為の発生に際し、反社会的勢力の関与が認められる場合には、より厳格に対処する。（関与の度合い等により処分量定の検討を行う。）

以 上